

# 第3回人権条例(仮称)検討委員会

〔 日 時：令和4年1月18日(火)  
午後3時～4時30分  
場 所：18階特別会議室 〕

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 条例素案についての意見募集結果について
- (2) 条例案について
- (3) その他

## 3 閉 会

### 配付資料

- ・資料1 条例素案についての意見募集結果について
- ・資料2 条例案について
- ・参考資料 これまでの検討経過資料
  - 〔 参考1 第1回検討委員会資料(議事概要, 配布資料) 〕
  - 〔 参考2 第2回検討委員会資料(議事概要, 配布資料) 〕

男女共同参画局 人権同和对策課

## 鹿児島県人権条例（仮称）検討委員会設置要綱

### （名称）

第1条 この委員会は、鹿児島県人権条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 委員会は、鹿児島県人権条例（仮称）制定に向けて幅広く意見を聴くとともに、必要な事項について検討を行うこととを目的とする。

### （委員）

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### （会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （事務局）

第6条 委員会の事務局は、鹿児島県総務部男女共同参画局人権同和対策課に置く。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

## 鹿児島県人権条例（仮称）検討委員会参加者名簿

氏名	機関・団体・役職
◎ 小栗 寛	鹿児島大学司法政策教育研究センター 特任教授 (憲法)
花月 敏郎	学校法人不二学園 認定こども園 紫原幼稚園 園長
高崎 恵	オフィスピュア 男女共同参画政策アドバイザー
鶴田 啓洋	(一社) S a a ・ Y a 代表理事
永里 佐和子	鹿児島県弁護士会 弁護士
梅津 百合子	鹿児島県老人福祉施設協議会 理事
上塘 正人	鹿児島県医師会 理事

# 座席図

令和4年1月18日(火)  
午後3時~4時30分  
18階特別会議室

